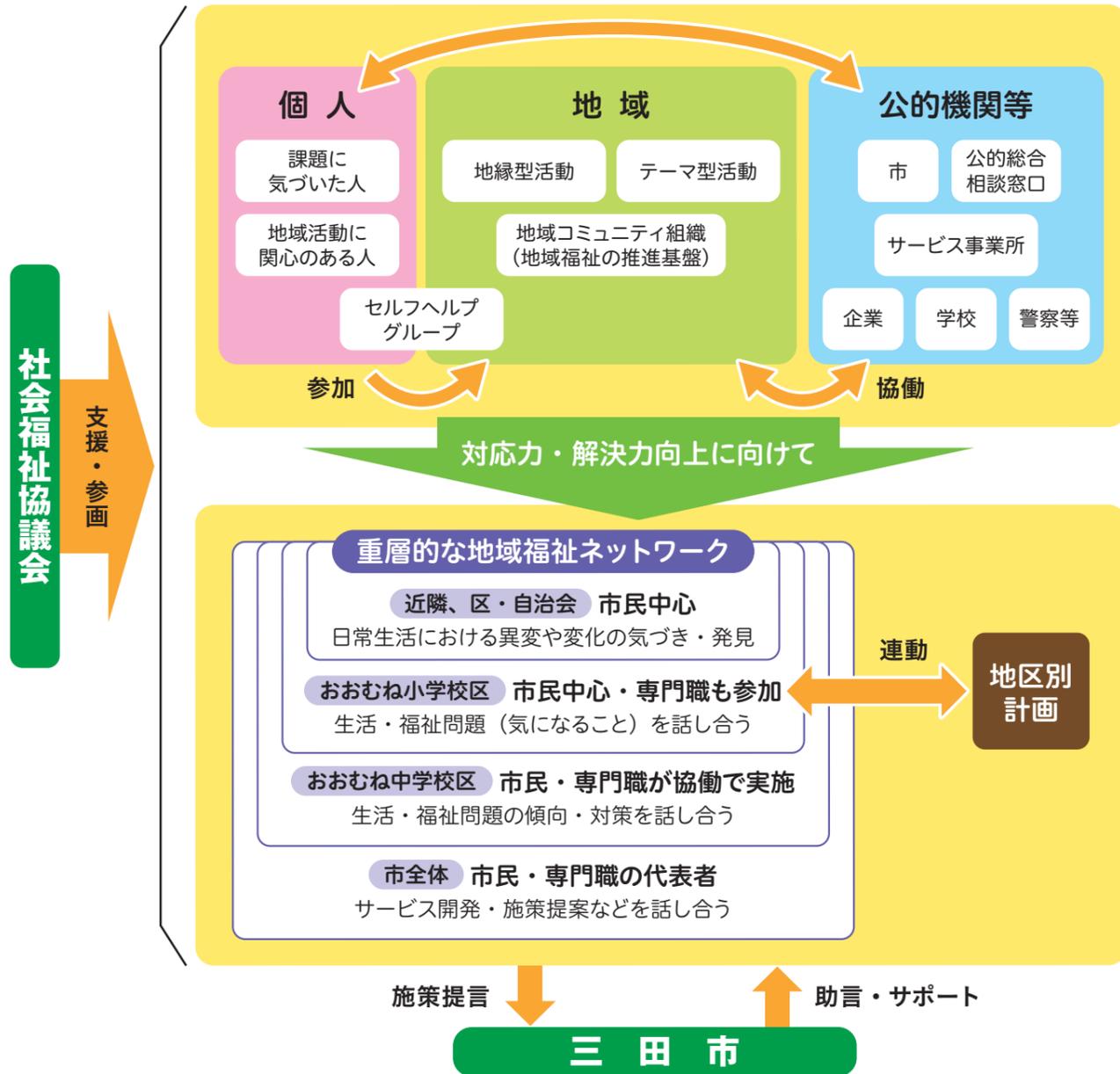


活動内容に応じた圏域と活動主体によるネットワークをつくります

地域福祉の推進にあたっては、まずは近隣の小さな単位において、日常生活における声かけや安否確認などを通じ、異変や変化に気づくことが市民の重要な役割といえます。

さらに、そこで発見された課題は、より広域な単位で市民と専門職をはじめとする関係機関が話し合う場をもち、ともに解決に向けて手をつなぐゆるやかで重層的なネットワークを築いていく必要があります。

地域福祉を効果的に推進するため、その基盤となるコミュニティのあり方とともに、活動内容に応じた圏域のあり方を検討していきます。



社会福祉協議会

支援・参画

第2次三田市地域福祉計画・ 第2次三田市社会福祉協議会 地域福祉推進計画

平成26年度～平成34年度

概要版



「地域福祉」とは、様々な担い手が協力し合い、だれもが住みなれた地域で、孤立することなくゆるやかなつながりを感じながら、安心して自分らしく暮らせる社会をめざすことをいいます。

平成26年7月
三田市・社会福祉法人三田市社会福祉協議会

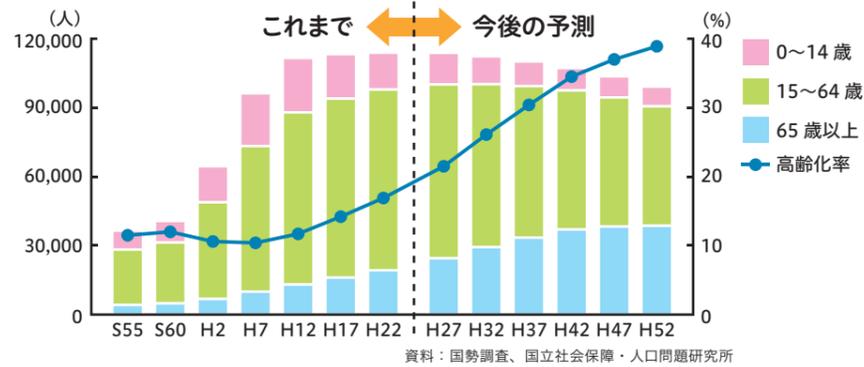
第2次三田市地域福祉計画・
第2次三田市社会福祉協議会地域福祉推進計画



発行年月：平成26年7月
発行：三田市役所 健康福祉部 健康増進課
〒669-1514 兵庫県三田市川除 675 総合福祉保健センター2階
TEL 079-559-5701 FAX 079-559-5705
社会福祉法人 三田市社会福祉協議会
〒669-1514 兵庫県三田市川除 675 総合福祉保健センター1階
TEL 079-559-5940 FAX 079-559-5704

三田市を取り巻く社会情勢や地域ニーズは変化を続けています

三田市では平成 17 年に「三田市地域福祉計画」を策定し、同時に「三田市社会福祉協議会地域福祉推進計画」が見直されました。その後も少子高齢化の進行など、地域を取り巻く課題は複雑・多様化しています。



全国的にも社会的孤立につながる様々な課題が…

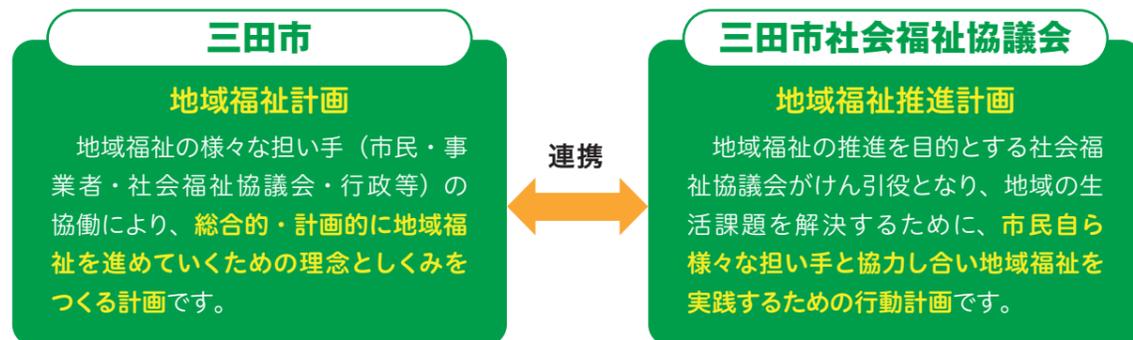
認知症、いじめ、不登校、虐待、DV、孤立死、自死（自殺）の増加、大災害の発生 等



地域のニーズは「ふれあい（交流）」+「見守り・生活支援」へ
 公助（行政等による公的制度）は「サービスの充実・適正利用」+「制度の狭間の人たちの支援」へ
 災害時対策は「緊急時対策」+「日常の取り組みの延長」へ
地域福祉の必要性が高まっています

市と社会福祉協議会が合同で計画をつくりました

上記のような背景を踏まえ、市民・事業者・社会福祉協議会・行政等が協力して課題解決のために取り組むことをめざし、目的を同じくする「三田市地域福祉計画」及び「三田市社会福祉協議会地域福祉推進計画」（以下「両計画」といいます。）を一体的に見直しました。



社会福祉協議会とは：全世帯を会員として、区・自治会、民生委員・児童委員、当事者団体、社会福祉施設等の社会福祉関係者、保健・医療・教育などの関係機関の参加・協力のもと、市民が住みなれたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざした様々な活動をおこなっています。

計画期間は9年間です

両計画の期間は平成 26 年度から平成 34 年度の9年間です。

「三田市社会福祉協議会地域福祉推進計画」については、平成 30 年度に中間見直しを行い、平成 31 年度以降の年次計画・成果指標等を検討します。

計画の基本理念



住みなれた地域で、すべての市民が安心して日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に生きがいを持って参加できる地域社会を実現することを両計画の基本理念とします。

計画の基本目標

- 1 **みんながいいき 参加・活動できるまちづくり**
だれもが「自分のこと」として心のひだに感じることができ、参加したいと思える活動内容の充実を図るとともに、地域福祉を担う人材（財）育成を進めます。
- 2 **みんなでふれあい、支え合うまちづくり**
子どもから高齢者まで、だれもが孤立せず地域でつながりを感じることができ、お互いに支え合うことができる市民のネットワークづくりを進めます。
- 3 **支援が必要な人を見逃さないまちづくり**
地域で孤立している人や、災害時に自力では避難できない人など、支援が必要な人を日頃から見逃さず、自主的な見守りが行われる地域づくりを進めます。
- 4 **安心して支援が受けられるまちづくり**
家庭や地域で解決することが困難な課題を抱える人が、そのニーズに応じて安心して支援を受けることができるよう、市民と専門機関が連携し、その人らしさを大切に支援体制づくりを進めます。
- 5 **地域福祉の基盤づくり**
市民・事業者・社会福祉協議会・行政等が協働で地域福祉を進めるためのコミュニティづくりや環境整備、財源確保など、基盤づくりを進めます。

各主体が役割を持ち、連携しながら地域福祉を推進します

- 市民** 「自分たちの暮らす地域は自分たちで良くしていこう」という意識を持ち、積極的に声かけやあいさつなどを行い、市民活動に参加します。
- 事業者** 福祉サービスの提供者は、サービスの質の確保、市民ニーズに基づく新たなサービスの開発、市民への情報提供や相談などに取り組みます。市内のすべての事業者は、地域社会の一員として、市民や社会福祉協議会、行政と協働の取り組みを推進します。
- 社会福祉協議会** 地域福祉推進計画に基づき、「地域の福祉力」を向上させるため、地域特性に応じた市民活動への支援、活動団体間のネットワークづくりの支援など、地域福祉推進のための中心的な役割を果たしていきます。
- 行政** 住民の主体的な地域福祉活動を支援するとともに、社会福祉協議会が地域福祉推進の担い手として、地域の中で十分に認知され、地域に根ざした活動が展開されるよう支援をしていきます。また、サービスや制度だけでは解決できない問題について、市民・事業者・社会福祉協議会等と連携し、きめ細かな支援ができる体制をつくります。

大切と考える視点

市民の皆さんの声から…

様々な活動や事業、「資源」は市内にたくさんあるんだね！

でも、本当に必要な人に「資源」が届いていないのでは？

関心はあるけど参加方法がわからない

といったように、今ある資源が効果的に機能していないことがわかってきました。

一方で、こんな声も…

別々の活動だけど、実は同じ目的じゃないかな

既にたくさんあるのに、また新しいものをつくるのは非効率じゃないかな

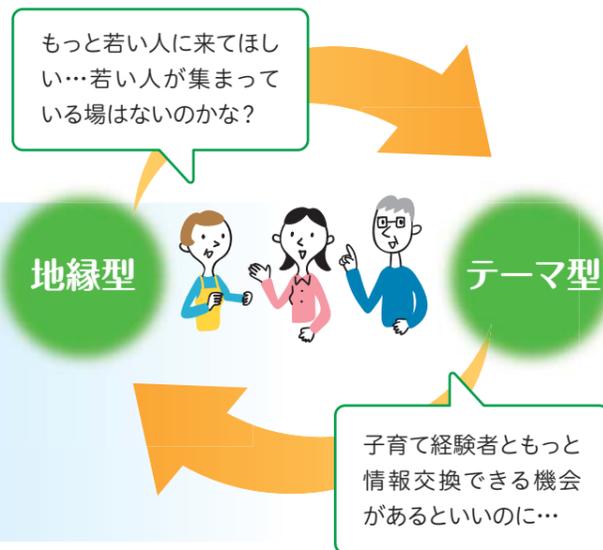
今は別々だけど、連動させると効果が出るかもしれない！

そこで、今ある資源がつながることで、新しい効果や価値をつくり出すことができるという視点で、両計画における「資源」の充実・開発に取り組むため、基本目標に基づき、大切な視点を5つ設定します。

大切にする視点1

地縁型活動とテーマ型活動を協働によりつなげる

地域コミュニティを中心に活動する地縁型活動（区・自治会、婦人会、老人クラブ、民生委員・児童委員等）、福祉や健康などのテーマに応じた活動をするテーマ型活動（ボランティアやNPO、当事者団体等）が、ともに地域のために互いの強み・弱みを補完し合い、担い手が魅力を感じることができ、長期的に活動を継続できる体制づくりを進めます。



大切にする視点2

見守り・支援（セーフティネット）と地域活性化をつなげる

高齢者や障がいのある人、子育て中の家庭等、支援を必要とする人が孤立しないよう、身近な地域における見守り・支援（セーフティネット）の体制づくりを進めます。また、保健・福祉分野だけにとどまらず、まちの魅力づくりに関わる幅広い分野が連携し、地域における見守り・支援と、地域活性化が連動する体制づくりを進めます。



大切にする視点3

日常と災害時をつなげる

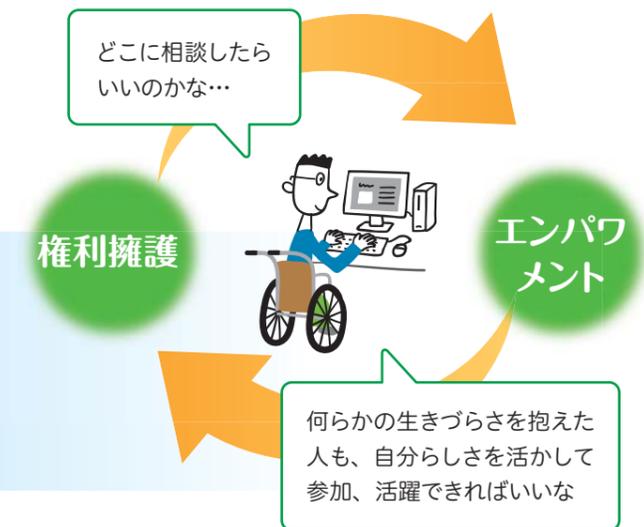
阪神・淡路大震災や東日本大震災等の経験を教訓とした「災害にも強い地域づくり」のため、ひとり暮らし高齢者等、災害時に避難支援を必要とする人について、日常における状況把握と見守り活動と災害時対策を連動させ、より効果的な支援体制づくりを進めます。



大切にする視点4

権利擁護とエンパワメント（自立支援）をつなげる

生活困窮者や認知症、引きこもりなど、複雑・困難な課題を抱えた人の権利を「守る」とともに、生きがいを感じながら自分らしく生きることができるよう、現在設置準備を進めている「(仮称)権利擁護・成年後見支援センター」を拠点とした支援体制づくりを進めます。



大切にする視点5

行政と民間を協働によりつなげる

両計画は、市民・事業者・社会福祉協議会・行政等、様々な主体が参画し、協働で実行していくことが大切です。そのため、地域福祉支援室と地域担当との連携強化等、地域福祉活動を支える基盤整備を進め、協働のしくみづくりを進めます。



三田市地域福祉計画・地域福祉推進計画の施策体系図

